

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年8月14日

【ファンド名】 ダイワ外貨MMF
(Daiwa Gaika MMF)

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)
リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村佳史

取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2,
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ダイワ外貨MMF(Daiwa Gaika MMF)のポートフォリオのうちオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(以下総称して「本ポートフォリオ」といいます。)を2020年9月30日をもって終了(償還)する予定です。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2020年9月30日(繰上償還予定日)

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

投資運用会社は現在の投資環境について、本ポートフォリオの投資対象市場であるオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建て短期金融市場の金利は低下しており、今後もこの基調は続く見通しである、したがって、高い流動性を保ちつつ収益を確保するという適正な運用サービスを提供し続けることが難しい環境にある、ととらえています。これを受け、管理会社としては、本ポートフォリオを償還することが受益者にとって望ましいという結論に至り、償還の決定に至りました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2020年8月13日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社に通知しました。